

品川区職員報における広告掲載の取扱いに関する要綱

制定 平成15年4月1日区長決定

要綱第45号

改正 平成22年9月1日要綱第106号

改正 平成31年3月13日要綱第108号

改正 令和6年3月25日要綱第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区が発行する職員報（以下、「職員報」という。）に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広告の要件)

第2条 掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 職員報の公共性およびその品位を損なうおそれがあると認められるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人的宣伝に係るもの
- (4) 公序良俗に反するもの

(掲載広告の方針)

第3条 区長室長は、職員報の発行に当たり、掲載する広告の方針を定め、希望者を募集するものとする。

(掲載広告の申込み)

第4条 職員報に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする版下原稿を添えて、区長に提出するものとする。

(掲載可否の決定)

第5条 区長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、速やかに掲載の可否を決定し、掲載することを決定したときは、職員報広告掲載決定通知書（第2号様式）により、掲載しないことを決定した場合は、職員報広告非掲載決定通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告1枠当たりの掲載料は10,000円とし、広告1枠当たりの規格は縦5.5センチメートル・横8.5センチメートルを基準とする。

2 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載を決定した日の翌日から起算して20日以内に掲載料を前納しなければならない。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（広告掲載料の返還）

第7条 既納の広告掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告を掲載できなかったときまたは第9条の規定に基づき、編集発行上支障があるため掲載の決定を取り消したときは、既納の広告掲載料を返還することができる。

（広告の版の内容および版代）

第8条 広告の版は、広告主の責任において作成するものとし、その経費は広告主の負担とする。

（掲載決定の取消し）

第9条 区長は、広告主が第6条第2項本文に規定する期間内に掲載料を納付しないときまたは編集発行上支障があると認めるときは、掲載の決定を取り消すことができる。

（委任）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、区長室長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式

職員報広告掲載申込書

年 月 日

品川区長様

(広告掲載申込者)

氏 名 _____

(名 称)

住所 _____

TEL _____

広告掲載を次のとおり申し込みます。

回 数 _____ 回

枠 _____ 1 枠 ・ _____ 2 枠

金 額 _____ 円

第2号様式

年 月 日

様

品川区長

職員報広告掲載決定通知書

年 月 日付でお申いただきました職員報への広告掲載について、下記のとおり掲載することと決定いたしましたので、お知らせします。つきましては、下記により手続をお願いいたします。

記

1. 広告の内容

2. 広告掲載の方法

3. 広告掲載料 金 円

4. 広告掲載料の納入 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。

5. その他

第3号様式

年 月 日

様

品川区長

職員報広告非掲載決定通知書

年 月 日付でお申いただきました職員報への広告掲載につきましては、下記の理由により掲載できないことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 申込まれた広告の内容
2. 非掲載理由